

要注意!

消費生活相談に寄せられているトラブル事例

便利な通信販売、 ネット・オークションでのトラブル

トラブル事例

- 送られてきた商品が思っていたものと違うので返品しようとしたが、「返品不可」と言われた。
- 「お金を払ったのに商品が届かない」「落札品と違うものが送られてきた」などで、相手方に連絡しようとしたが、連絡がつかない。



アドバイス

- 通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されません。契約の解除や返品は事業者の特約に従います。注文する前に必ず特約を確認しましょう。返品特約の表示がない場合は商品の引渡し日から8日以内であれば、送料自己負担で返品できます。ネット・オークションは自己責任で行うものです。
- 取引の相手方が信頼できるかどうか確認しましょう。
- 商品を手にとって見ることができないので、サイズや形、金額や状態などをしっかり確認しましょう。商品情報や申込画面を印刷して保存しておくことをお勧めします。

電気代が安くなる？ 太陽光発電システムの契約トラブル



トラブル事例

- 知らない業者が自宅を訪れ、震災による電力不足を口実に太陽光発電にするようしつこく勧誘された。
- 業者から「太陽光発電にすれば、電気代が安くなる」「余剰電力の売電でローンはまかなえる」「短期間で元がとれる」「今ならモニター価格で安い」「補助金をもらうならすぐに契約を」などと言われたので契約したが、実態が違っているのでやめたい。

アドバイス

- 太陽光発電は設置場所や天候に左右されます。業者のセールストークを信じず、自分でも情報収集しましょう。
- 補助金の申請期限に間に合わないなどと言って契約を急がせる業者は要注意です。契約をせかされてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積りを取って、納得のいく事業者と契約しましょう。
- 消費者が断っているのに、再勧誘することは法律で禁止されています。契約の意志がなく迷惑に感じたら、あいまいな返事をしないでキッパリ断りましょう。
- 訪問販売の場合、契約してもクーリング・オフ制度が適用されることがあります。